

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社ナガホリ
【英訳名】	NAGAHORI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長堀 慶太
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	03 ( 3832 ) 8266
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田端 馨
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	03 ( 3832 ) 8266
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田端 馨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、平成25年7月30日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社ニコロポーロを吸収合併することを決議し、同日付で平成25年10月1日を効力発生日（予定）とする吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ニコロポーロ
本店の所在地	東京都台東区上野1丁目15番4号 DKビル4階
代表者の氏名	代表取締役 白川 文彦
資本金の額	100百万円（平成25年3月31日）
純資産の額	154百万円（平成25年3月31日）
総資産の額	1,626百万円（平成25年3月31日）
事業の内容	宝飾品小売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および当期純利益

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高 (百万円)	2,525	2,496	2,449
営業利益又は営業損失( ) (百万円)	97	28	24
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	127	8	11
当期純損失( ) (百万円)	150	5	21

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式数の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社 ナガホリ	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社の取締役2名が同社の取締役を兼任しております。
取引関係	当社宝飾製品の仕入等の関係があります

### (2) 当該吸収合併の目的

当社グループでは、競争力のある収益構造の確立を目指しており、株式会社ニコロポーロと業務統合を行うことにより、業務運営と人材の効率化を図り、経営基盤を強化することを目的として、同社を吸収合併することいたしました。

(3) 当該吸収合併の方式、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社ニコロポーロは解散いたします。

なお、本合併は、会社法第796条第3項に規定する簡易合併および会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、存続会社および消滅会社における合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社ニコロポーロの発行株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付および割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約書の内容は以下のとおりであります。

合併契約書

株式会社ナガホリ（以下「甲」という）及び株式会社ニコロポーロ（以下「乙」という）は、次の通り合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際して発行する株式）

第2条 甲は、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付を行わない。

（増加すべき資本金及び準備金等）

第3条 合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

（合併承認総会等）

第4条 乙および甲は、平成25年7月30日の定例取締役会を開催し、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併効力発生日）

第5条 合併効力発生日は、平成25年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、平成25年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書を基礎として、その資産、負債、及び権利義務の一切の権利を、効力発生日を甲に引き継ぐ。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後合併期日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

（甲の役員の任期）

第8条 合併期日前に甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本合併がない場合に在任すべき時までとする。

( 役員の退職慰労金 )

第9条 甲及び乙の取締役又は監査役のうち、合併後の甲の取締役または監査役に選任されない者に対する退職慰労金は、それぞれ株主総会の承認を得て支給する。

( 合併条件の変更及び合併契約の解除 )

第10条 本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

( 解除条件 )

第11条 本契約は、第4条に定める甲および乙の合併承認総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

( 協議事項 )

第12条 本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月30日

甲 株式会社ナガホリ  
代表取締役 長堀 慶太

乙 株式会社ニコロポーロ  
代表取締役 白川 文彦

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠  
該当事項ありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社 ナガホリ
本店の所在地	東京都台東区上野一丁目15番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 長堀 慶太
資本金の額	5,324百万円
純資産の額	14,240百万円
総資産の額	17,237百万円
事業の内容	宝飾品製造・卸売業

以 上